

The Overview of the Research Misconducts in Japan : From the News-Stories (Part 6)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/274

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

— 新聞報道記事から（その6）—

The Overview of the Research Misconducts in Japan

From the News-Stories (Part 6)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

2014年も大型の研究不正の報道が目立っている。特に、国家プロジェクト「J-ADNI」の研究不正疑惑と白血病薬臨床研究不正疑惑、そして、理研のSTAP細胞論文問題は、内外で注目されているが、混迷が続いている。いずれも我が国の研究の信頼性を揺るがすもので、研究倫理促進と研究不正防止のため、我が国にも米国の研究公正局のような機関（文部科学省「研究公正推進室」＝仮称）が設立されそうである（文献54）。研究公正推進室は、従来の調査や報道では殆ど明確にされなかった研究不正の動機・目的についても、対策・

予防に有用なので、ぜひ調査項目として設定して活用すべきである。

さて、拙稿（文献1～7）に続けて本稿では、主に2009年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防を考えるさいの参考資料として供したい。

整理した結果の概要は表1の通りである。件数は合計184件だが、重複の場合や件数を数えにくい場合もあり、概数である。「その他」のうち1事例について末尾で触れる。以下では研究不正を中心に概観したい。

重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正の事例12件は表2にまとめてある。表2の事例5は、拙稿（文献5）を見直して追加した事例である。

(1) 事例1は、雑誌『日本の科学者』の執筆者（会員？）が盗用した事例である。編集委員会に「コピーアンドペースト（コピペ）の疑いの濃い記事」があると指摘が寄せられ、編集委員会が検討した結果、指摘は妥当だと判断し、該当する執筆者に質したところ、「真摯な反省を述べた返答を得た」。編集過程で適切に対処しえなかったと反省して再発防止

表1：研究不正等の事例件数（2009）

研究不正等の種類	件数	割合 (%)
捏造・偽造・盗用	12	6.5
その他の研究不正	3	1.6
アカハラ	33	17.9
セクハラ	22	12.0
研究費不正	19	10.3
その他	122	66.3
合計	184	100

(注) 表は主に筆者が集めた2009年の新聞記事等をもとに作成した。表の「その他」は、個人情報の流出、様々な法律・条例違反を含む。

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

に努めるのはもっともだが、問題の記事や看過できない点も不明で、疑問が残る。

(2) 事例2は、准教授が、大学院生のゼミ発表論文を加筆修正して単独発表した事例である。大学院生が大学に届け出て発覚した。准教授は大学院生から返事がなかったので単独名義にしたと主張したが、認められなかった。なお、大学の調査で准教授による別の大学院生へのアカハラも発覚した。

(3) 事例3は、教授が学会誌編集長から依頼された総説論文（3名共著）で7割（助教の担当部分）が盗用だった事例である。学外からの指摘で発覚した。助教は懲戒前に退職し、教授は指導・監督の責任を問われた。

(4) 事例4は、鶴岡高専の准教授が、論文を盗用して私大の研究論文集に発表した事例

である。3年後に再び同じ論文を盗用し、勤務校の研究論文集に発表した。被害者の指摘で発覚した。准教授は業績プレッシャーがあり盗用したと認めた。

(5) 事例5は、農林水産省の基礎資料のための調査業務で、担当者がデータ捏造や虚偽報告をした事例である。他にも同様の不正がないか、農水省は調査した。

(6) 事例6は、東京工芸大学・工学部紀要編集委員会の「[工学部紀要]投稿のお願い」に、「今般論文盗用という重大な事件が発生し」と書かれていた事例である。私信で少し補足できたが、詳細は不明である。

(7) 事例7は、准教授が自作テキスト教材で盗用した事例である。内部通報を受け、大学が調査した結果、准教授は盗用を認め、以

表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	—	日本科学者会議	会員？	盗用	反省の書簡、文献8参照
2	2007年4月	広島大学	准教授（50代、男）	盗用、アカハラ	諭旨解雇、文献9参照
3	2008年6月	広島大学	助教（女）	盗用	助教：退職、文献9参照
4	2003年、2006年	鶴岡工業高等専門学校	准教授（41、男）	盗用	停職6カ月、謝罪、文献10参照
5	2007～2009年	農林水産省	2専門官、1係長	データ捏造など	停職や戒告、文献11参照
6	2008年（推定）	東京工芸大学	教員、名誉教授	盗用	処分は不明、文献12参照
7	2005～08年度	福岡教育大学	准教授（男）	盗用、研究費不正	懲戒検討、返金等、文献13参照
8	2001年6月	三菱化学	研究者M（60、男）	虚偽記載など	学位取り消し、文献14参照
9	2003年3月	東京大学・大学院	助教AS（36、男、トルコ人）	盗用、研究費不正、経歴詐称など	博士号取り消し、論文撤回、懲戒解雇相当、著書絶版、文献15参照
10	2003年1月	昭和大学・藤が丘病院	医師（50代）	捏造（疑惑）	論文撤回、文献16参照
11	2009年4月	東京海洋大学	准教授N（35、男）	盗用疑惑	論文撤回、厳重注意（学会、大学）、文献17参照
12	2009年3月	西九州大学	非常勤講師（66）	盗用	謝罪、回収・再発行、文献18参照

下が判明した。

准教授は、研究費を使用して自作テキスト教材を作成する際、一般出版物の文章を著作権者に無許諾で複製・転載を行った。准教授は、こうした教材を、授業、公開講座などで学生や受講者に販売した。販売収入は自ら管理し、消耗品と自作テキスト製本の表紙用紙の購入に充てた。そのような教材は延べ20種類（うち販売14種類）だった。

大学は、研究費で作成した教材を授業で使用する場合は無償配布が通例で、販売収入は大学に収めるべきだが、自ら管理・使用したので、研究費の不正使用にあたりと認定した。また、著作権者の許諾がない複製・転載は盗用にあたりと認定した。准教授は、有償の方が教材を大事にするなど教育的効果がある、と弁解した。

(8) 事例8は、三菱化学の研究者Mの学位論文に虚偽記載などが判明したため、九州大学が工学博士の学位を取り消した事例である。

問題の学位論文は、色素の研究に関するものだった。学位授与から4カ月後に指摘があり、大学が調査した結果、意図的な虚偽記載などが判明した。

例えば、実際に実験で使用したものとは異なる物質を使用したと偽って化学構造式などを記載したのではないか、という疑惑について、研究者Mは、「ビジネス上の制約があったため、一番良い特性のものは化学構造式を開示できなかったため、p.73のような化学構造を記載しました」等と説明した。論文の記述とは異なる条件での実験データを実験値として掲載したこと等についても、研究者Mは、調査委員会を納得させることができなかった。

要するに、研究者Mは、企業秘密を守るため、いくつかの虚偽記載を行った。しかし、

副学長によれば、「企業秘密を理由に開示できないことを明記すれば問題なかった」。

関連して審査や審査員も問題となった。主査について記すと、事情があったとは言え十分に審査ができなかった、と認められた。

事例8では、科学研究における倫理規範（真実の習慣、知識の共有、など）と企業内研究・企業経営における倫理規範（知財・企業秘密の保護、利益の獲得、など）が衝突した。大学という場だったので、前者が優位に立った。

(9) 事例9は、ネット査読（クラウド査読）により研究不正などの疑惑の調査が正式に申し立てられた事例（恐らく我が国初の事例）である。

Iljigen（11次元、ハンドル名）らは、東大の助教ASについて疑惑調査を、2009年10月21日付けで文部科学省に、同年11月29日付けで東大に、申し立てた。その指摘は詳しく、多数の人物がネット経由で協力した結果だった。疑惑が最初に指摘された時期は不明であるが、2009年9月9日の指摘（書き込み）が転機となり、ネット査読が急速に進展したようである。申し立て人のハンドル名は、助教ASの不正論文の表題（「11次元宇宙…」）に由来すると思われる。

ASはトルコ人で、1999年に国費留学生として東大の研究生となり、2003年3月に工学博士の学位を取得し、JAXAの任期付き研究員を経て、2005年に助手（現・助教）に採用された。日本語の著書があり、何度かマスコミにも登場した。

最初に研究不正疑惑が報道されたのは2009年11月9日で、文科省から東大やJAXAに連絡がいき、予備調査が始まった頃である。東大は11月13日に調査委員会を設置した。その後、朝日新聞が、トルコ政府、米国の教授、

NASAに問い合わせた結果、助教ASがNASAで訓練したトルコ人初の宇宙飛行士候補だったことはない、と判明した。

東大は2010年3月2日、博士論文に不正行為が認められたので、工学博士の学位を取り消した（東大初の博士号取り消し）。認定された不正は、博士論文の約4割・149頁での盗用で、それには、出典不記載の他に、原典における主語を助教ASに置き換える、原典の表現に助教ASの関与を加筆する、というものが21カ所あった。

この問題と関連して、東大では、教育指導や学位審査のあり方、助教ASの指導教員の指導も問題となった。文科省も東大に対して、学位の審査体制に不備がなかったか調査・報告するよう指示した。

東大は、調査の結果、助手採用選考の際に提出した書類に多数の虚偽などが判明したので、3月31日に助教AS（3月29日に退職）を懲戒解雇相当（退職金は不支給）と決定した。認定された虚偽などは、履歴書の虚偽記載、公文書の偽造、不正による博士号の取得、論文盗用、業績詐称などだった。

東大は2010年7月23日、助教ASによる論文不正（博士論文以外）の調査結果の概要を発表した。その内容は、盗用認定が科研費実績報告書1件と論文3件、存在が確認できないものが論文22件だった。盗用認定のうち1論文は共著で、教授M（執筆時は助教授）が共著者だった。教授Mは、名前を勝手に使われ、盗用とは無関係だったが、指導・監督の責任が問われた。教授Mは、助教ASが大学院生のとき指導教員だったため、その当時の指導・監督の責任も問われた。

東大は2010年11月26日、助教ASの学位論文不正問題を受けて、次のような再発防止策

を発表した。助教ASの学位論文審査では、副審4名のうち2名が研究の独自性や水準を疑問視したが、主審＝指導教員Mは、特に問題はないと思って改善を指示しなかった。他方、副審らは、指摘は反映されて論文は改善されると思った。建築学専攻では審査について規定がなく、主審の意向が通りやすいという慣行があったため、あいまいなまま審査は終了し、学位が認められた。そこで今後は、建築学専攻については、予備審査の実施・審査結果の合議の確保などを進め、工学系研究科では、予備審査の公開を義務化し、審査記録を残して検証できるようにする。同様に、ほかの研究科でも2011年3月までに審査体制を見直す。全学的には、科学研究行動規範の啓発、研究倫理教育の推進に取り組む。

なお、教授Mは、問題発覚後、大学院の指導教員・論文審査員から外された。しかし、教授Mが指導したほかの博士論文などに不正はなく、助教ASの問題は例外的と見なされた。教授Mは指導・監督責任を問われ、停職1カ月の懲戒処分となった。

(10) 事例10は、昭和大学・藤が丘病院の医師（2003年退職）の論文が撤回された事例である。

この医師は、1996年から3年間、腎臓病の患者336人を対象に、腎臓病の治療に、1種類の薬を使う場合と、2種類の薬を併用する場合で、有効性や安全性を比べる臨床試験を行い、前者より後者で症状悪化を防ぐことができたという論文を、2003年に英国のランセット誌で発表した。

その後、海外の研究者から疑問が大学に寄せられた。また、ランセット誌が2008年8月、藤が丘病院に研究不正疑惑の調査を依頼した。

大学は、医師から聴き取り、臨床試験を行っ

た民間病院のカルテなどを調べた。その結果、患者データと論文データが一致しないなど不審な点があること、データ分析や論文執筆は医師が一人で行ったこと、共著者に無断で論文を投稿したこと、統計処理の専門家が研究チームにいないこと、民間病院の倫理委員会で承認を受けていない例があること、患者から同意書を得ていない例があること、などが判明した。

このため大学は、医師の論文には信ぴょう性がない、と結論した。この報告を受けて、ランセット誌は2009年10月に論文を撤回した。

(11) 事例11は、東京海洋大学の准教授Nと元大学院生Hの共著論文が、北日本漁業経済学会の学会誌に掲載されると、間もなく、学会内外から盗用疑惑が指摘され、撤回に至った事例である。

学会の調査によれば、共著論文は、2006年9月に提出されたHの修士論文と、2007年3月に水産総合研究センターが公表した『社会経済的情報の検討』の一部である「サンマ加工・流通の実態と業者認識及び対処方向の把握に関する調査報告書」の二つを転用して作成されていたが、調査報告書からの引用・出典の記載は一切なかった。調査報告書の執筆は、教授（准教授Nの上司）に委託され、Hは協力者として明記された。しかし、准教授Nの名前は調査報告書になく、学会は准教授Nの関与を確認できなかった。

その後、教授が調査報告書の使用を准教授Nに了承していたこと、つまり、准教授Nが教授の研究成果を使い回したことが分かった。

そこで、学会は2009年11月24日、共著論文は盗用疑惑を払拭できないと判断して、掲載を取り消した。また、准教授Nに猛省を促し、嚴重注意を行った。

学会に対して准教授Nは、水産総合研究センター等に事前連絡しなかったことは反省しているが、調査や分析には自分も関わっていた、と反論したが、証拠を示すことはできず、認められなかった。

教授は、准教授Nが新たに書いた部分もあるし、連名は合意の上であるから、なぜ掲載が取り消されたのか分からない、と記者に答えた。

学会は、会員Aに対して、会員N（准教授N）を筆頭著者とする共著論文の投稿をはたらかけただけでなく、会員Nの名前を出さずに水産庁に対して論文化の事後承諾を求めたり、会員Nが報告書の執筆を分担したと会員Nが自ら証明する文書を会員Nとともに作成して学会に提出したり、など隠蔽工作のような対応をとったため、嚴重注意した。

一方、東京海洋大学は、2009年6月に北日本漁業経済学会から盗用疑惑の通知を受けたため、調査した。その結果、准教授Nが報告書に関与した形跡があるし、共著論文には報告書に記載されていない考察が含まれているため、盗用にあたりと判断しなかった。しかし、引用不記載など不適切な点が認められたため、2009年9月、学長は口頭で、准教授Nと教授に嚴重注意した。

ところが、准教授Nについて、別の点で必要性が生じたため、大学は調査を続けた。それは恐らく、大学の発表では名前が伏せられたが、男性准教授（30代）が准教授ポストに応募したときの業績詐称（水増し）が判明して2011年4月5日に停職2カ月の懲戒処分を受けた事案だと推察される。

2010年4月19日に学会は、学長の文書「本学准教授の論文に関する報道について」(2010年2月1日)に対して、看過できないことが

ある、と公開質問書を出した。

学長の文書には「准教授が報告書に関与した形跡があること及び論文には報告書に記載されていない考察が含まれていることから、問題となっている論文の共著者となることを必ずしも否定するものではなく」と記された。そこで学会は、准教授Nが「報告書の作成に関与した形跡」および「報告書には記載されていない考察」を明らかにしてほしい、と要請した。必要とあれば、大学と学会の調査結果を比較し、協議させていただきたい、と書き添えた。

学会のHP掲載資料によれば、学会が電話で回答を求めたところ、学長は「現在、東京海洋大学で調査中であるので回答は控えない」、「(調査が終われば回答してもらえるのかというこちらの質問に対して) 回答するかどうかもわからない。また、こちらとしては回答する義務はない」と回答した。

この事例は、Nを准教授に就かせようとしたことが発端だったと推察される。

(12) 事例12は、佐賀県・唐津市・教育委員会が刊行した『厳木町史』中巻で非常勤講師が無断引用した事例である。被害者は佐賀大学の女性教授で、その夫が唐津市に指摘して発覚した。非常勤講師は、勉強になると思って引き受けたが実力不足で頼った、と認めて謝罪した。

その他の研究不正

その他の研究不正は、表3にまとめてある。ここでは、カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）から見て、気になる点を指摘するに留める。

事例3は、自治医科大学が死亡を確認せずに生きたまま遺伝子組み換えマウス1匹を廃棄したので、文科省から厳重注意を受けた事例である。

事例2は、農研機構（農業・食品産業技術総合研究機構）が遺伝子組み換えイネの屋外栽培実験を実施したところ、実験中止と損害賠償を求めて農民ら22人が提訴して敗訴した事例である。

事例2と関連して、農業生物資源研究所では、遺伝子組み換えイネを栽培している温室の自動開閉式の天窓が（操作ミスで？）一時開放されていた件で、花粉が外に出たか等、影響の確認を行った（文献20の朝日新聞の記事参照）。

事例3と農業生物資源研究所の件は、ともにカルタヘナ法の遵守が問題になっているが、農業生物資源研究所と類似の実験を「屋外で行った事例2で、花粉の飛散（カルタヘナ法）は問題にならなかったのか不思議である。

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2009年?	医薬品食品衛生研究所	毒性部長	多数の集計ミス	報告書の再発行、文献19参照
2	2005～2006年	農研機構	—	カルタヘナ法に違反?	提訴棄却（地裁）、文献20参照
3	2009年6月上旬	自治医科大学	研究者	カルタヘナ法に違反	厳重注意、文献21参照

アカハラ

アカハラの33事例は表4にまとめた。うち、二つのアカハラと一緒に記載されている欄が二つある。以下では事例16に限って記す。

東北大学の博士課程の大学院生が2008年8月28日、自殺した。遺書には研究指導への不満はなかったが、同年9月、父親から「指導教員の不適切な指導がなかったか調査してほしい」との手紙が大学に届いたので、大学は調査した。

大学の調査によれば、大学院生は准教授の指導のもとで研究した。2006年11月、博士課程3年目の大学院生が提出した博士論文の原稿について、准教授は、データ収集が不十分だと見送りを指示した。大学院生は2007年12月に原稿を再提出したが、准教授は十分な議論もせずに再び差し戻した。准教授は、2008年1月、大学院生の論文が雑誌の審査に落ちて書き直しが必要になったときも適切な指導をしなかった。残された論文の草稿やデータ

を見る限り、大学院生の研究は博士論文の審査水準に達していた。しかし准教授は、研究の進展状況を十分に把握せず、論文の改訂など適切な指導を行わず、2年連続で論文受け取りを拒否するなど、重大な過失を犯した。その結果、大学院生は学位取得や将来に希望を抱けなくなり、自殺に至った。

准教授は、調査に対して、「論文提出の直前までデータ整理に追われており、時間がかかると判断」したが、「指導上、不適切な点があったかもしれない」、「責任を感じている」などと答えた。

准教授は2009年5月6日付で辞職した。大学は停職1カ月相当と決定した。

大学の理学研究科長によれば、准教授の不適切な指導で大学院生は学位取得などの将来展望に対して深い絶望感を抱いた。また、副教官の助言を受けられる複数教員指導制は十分に機能しなかった。そこで、副指導教員が積極的に関与する、学生が希望する副指導教員を選べるようにする、指導過程をほかの教

表4：アカハラの事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2005年	高崎経済大学	教授（男）	アカハラ（投票強要）	教授は経済学部長、文献22参照
2	2008年12月	沖縄県立芸大	教授（60代、男）	アカハラ、ほか	停職6カ月、文献23参照
3	2005年7月	大阪工業大学	大阪工業大学	アカハラ	懲戒解雇→和解、文献24参照
4	2008年10月	京都外大	教授（51、男）	アカハラ	譴責、文献25参照
5	2006年	常葉学園	教授（男）	アカハラ	慰謝料（地裁）、文献26参照
6	2006～07年	岐阜大学	教授（40代、男）	セクハラ、アカハラ	停職3カ月、文献27参照
7	2006～08年度	京都大学	教授（男）	アカハラ（自殺誘発）	提訴、文献28参照
8	2005年	広島大学	准教授（50代、男）	盗用、アカハラ	諭旨解雇、文献29参照
9	2003～08年	愛媛大学	講師、教授	アカハラ、ほか	訓告、提訴、文献30参照
10	2008年	放医研	室長、研究員	アカハラ	停職と戒告、文献31参照

11	2008年12月	静岡県立大学	准教授（男）	アカハラ	停職2カ月、文献32参照
12	2008年夏	放影研	副部長（59、男）	アカハラ	戒告など、文献33参照
13	(1) 一、(2) 2005年～	新潟県立看護大学	(1) 教授（58、女）、(2) 新潟県	(1) アカハラ、(2) 命令がアカハラ	(1) 講義禁止等、(2) 違法認定・慰謝料（地 裁）、文献34参照
14	2005年度～	金沢大学	病院長・教授ら	アカハラ	地位確認（地裁）、文 献35参照
15	2006年2月	大阪外大	教授	アカハラ（名誉 毀損）	慰謝料（地裁）、文献 36参照
16	2006～08年	東北大学	准教授（52、男）	アカハラ（自殺 誘発）	停職1カ月相当、文献 37参照
17	2009～11年	京都教育大学	京都教育大学	アカハラ（学生 処分）	処分無効（地裁）、文 献38参照
18	2008年6月	神戸大学	准教授（40代、男）	アカハラ（中傷）	停職1カ月、文献39参照
19	2005年	関西学院大学	関西学院大学	アカハラ	損害賠償（地裁）、文 献40参照
20	2007年9月	山梨大学	准教授（40代、男）	アカハラ	減給0.5日、文献41参照
21	2007年12月	島根大学	教授（50代、男）	アカハラ（中傷）	停職3カ月、文献42参照
22	2006～07年	山梨大学	教授（60代、男）	セクハラ、アカ ハラ	辞職、文献43参照
23	2007～09年	兵庫県立大学	教授（43、男）	セクハラ、アカ ハラ	停職6カ月、文献44参照
24	2008年	中央大学	教授（50代、男）	セクハラ、アカ ハラ	論旨解雇、文献45参照
25	2008～09年	下関市立大学	教授（52、男）	セクハラ、アカ ハラ	論旨解雇、文献46参照
26	2006～09年	立命館大学	教授（50代、男）	セクハラ、アカ ハラ	論旨解雇、文献47参照
27	2009年	佐賀大学	准教授（43、男）	アカハラ、傷害	論旨解雇、文献48参照
28	2004～ 05年度	岐阜大学	講師B（40代、男）	アカハラ	損害賠償（高裁）、文 献49参照
29	(1) 1996年 ～、(2) 2005年～	大阪市立大学	(1) 教授、(2) 大阪市立 大学	(1) アカハラ、(2) アカハラ（放置）	被害の訴えを放置した と提訴（予定）、文献 50参照
30	2007～08年	東海学院大学	教授（50、男性）	アカハラ	提訴、文献51参照
31	2008年4月	埼玉女子短大	学長	アカハラ（報復 解雇）	准教授が敗訴、文献52 参照

員や学生らにオープンにする、など6項目の再発防止策を定めた。

一方、大学院生の両親は2010年6月18日、息子は准教授の不適切な指導で追い詰められて自殺した、大学も「元准教授の能力や実績

不足を知りつつ、漫然と指導を委ねて」改善しなかったとして、東北大と准教授に対して損害賠償を求めて提訴した。

2010年9月14日に第1回口頭弁論が開かれたが、一転して東北大は、准教授の指導にも

大学の対応にも過失を認めず、全面的に争う姿勢を示した。

なお、東北大学は「ブラック企業大賞2013」で「特別賞」を授与されたが、これは、教員2名の過労自殺（労災認定）を理由とするもので、本件アカハラ事例16とは直接の関係はないようである。

まとめに代えて

最後に、表1の「その他」のなかから、WHOが耐性ウイルス発生など公衆衛生上の緊急事態となりかねない事例が確認された段階で速やかに報告・公表するよう要請しているのに反して、論文投稿を急いだ事例（文献53）について記したい。

2009年5月29日、大阪府立公衆衛生研究所は、タミフルの予防投与を受けていた大阪府内の女性が発症したため、タミフル耐性ウイルスの発生を疑った。同研究所は6月18日、患者のウイルスの遺伝子を調べ、タミフル耐性を示す変異を確認し、22日に大阪府健康医療部に報告した。そして24日、同研究所の職員3人は、タミフル耐性の遺伝子変異を確認したと論文投稿した。

7月1日夕方、大阪府は電子メールで厚生労働省・国立感染症研究所にタミフル耐性ウイルスの発見を伝えた。すると、厚生労働省から早く公表するよう促された。

厚生労働省は7月2日、新型の豚インフルエンザに感染した大阪の患者からタミフル耐性ウイルスが見つかったと発表し、翌3日にWHOに報告した。

7月2日深夜、大阪府立公衆衛生研究所は、タミフル耐性ウイルスの発見を公表した。公表遅れについて、耐性ウイルスか細胞を使った実験で確定できるまで待っていたため、と

説明した。しかし間もなく前述の経緯が判明した。つまり、同研究所は、WHOの要請に反して、リスク情報の公表を遅延させ、論文投稿を優先した、と判明した。

これについて、同研究所の副所長は「功名心で急いで投稿したわけではない。今後の反省点にしたい」と発言した。他方、大阪府健康医療部の副理事は「府民と研究者仲間とどっちを向いて仕事しているのかと、批判を受けても申し開きができない。行政としては速やかに公表すべきだった」と発言した。

この事例は、研究者の倫理規範（先取権の確保など）と、公衆衛生・医療に携わる者の倫理規範が衝突し、社会的に後者を優先するよう求められているのに反して、前者を優先した事例である。

上の事例は、研究の倫理規範よりも企業の倫理規範を優先した表2・事例8とともに、どの研究者も複数の立場・倫理規範のもとにあり、ときには倫理規範が衝突して難しい選択に迫られ、判断ミスを犯すこともある、という教訓的事例である。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事である。大学や研究所のHPに掲載されたプレスリリース等については「産総研20060303W」等と略記している。

- 1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その1）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号283-291（2009）。正誤の注記：表2の脚注の「表1」は正しくは「表2」である；表3の脚注の「表

- 2) 「表1」は正しくは順に「表3」「表2」である：表4の脚注の「表3」「表1」は正しくは順に「表4」「表2」である。また、表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 2) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その2）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第10号 283-296（2010）。表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 3) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その3）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第11号 185-198（2011）。
- 4) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その4）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第12号 217-230（2012）。
- 5) 菊地重秋「我が国における重大な研究不正の傾向・特徴を探る—研究倫理促進のために—」『IL SAGGIATORE』No. 40, 63-86（2013）。本稿は、<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri> からダウンロードできる（当分の間）。
- 6) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その5）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第13号 193-206（2013）。
- 7) 菊地重秋「バルサルタン臨床研究不正疑惑などについて——重大な研究不正の事例リストの部分的改訂——」『IL SAGGIATORE』No. 41, 72-93（2014）。本稿は、<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri> からダウンロードできる（当分の間）。
- 8) 第44期編集委員会「声明 掲載論文等の質を高めるために」『日本の科学者』第44巻1月号56頁。
- 9) 広島大学20090326W「教員の懲戒処分について」、産経20090326W「広島大教授ら論文盗用 停職、解雇処分」、産経20090326W「アカハラ相談を2年間も放置 広島大副学長が会見で謝罪」、毎日20090326W「論旨解雇：広島大准教授、指導院生の論文盗用で」、中国20090327W「広大でアカハラ 2教員処分」。
- 10) 鶴岡工業高等専門学校20090428W「本校教員に対する懲戒処分について」、山形20090428W「論文盗用で鶴岡高専准教授を処分 停職6カ月」、読売20090429W「鶴岡高専准教授、論文盗用 停職6か月」、河北新報20090429W「鶴岡高専准教授が論文盗用 私大教授の言語研究写す」。
- 11) 毎日20090501W「農水省：調査データ捏造で3職員を懲戒処分」、朝日20090502W「米麦データでっち上げ、出張すっぽかし 農水省職員処分」、読売20090501W「農水職員が減反データ捏造 調査出張17回、公園でさぼる」。
- 12) 東京工芸大学工学部紀要編集委員会20090515「『工学部紀要』投稿のお願い」。
- 13) 福岡教育大学20090731W「教育研究活動上の不正な行為について」、毎日20090731W「文章盗用：福岡教育大准教授が有料教材に 代金全額返還」。
- 14) 九州大学20090805W「学位論文における研究不正行為の認定及び学位授与の取消しについて」、時事20090805W「虚偽記述で博士号取り消し 「企業秘密、公開できない」九州大」、読売20090806W「論文に虚偽の記載、九州大が学位を取り消し」。
- 15) 日経20091109W「東大の30代男性助教、業績論文の存在確認できず 不正の疑い」、朝日20091114W「宇宙飛行士候補名乗る東大助教、トルコ政府が根拠否定」、東京大学20100305W「博士の学位授与の取消しについて」、読売20100305W「東大のトルコ人助教、論文盗用で博士号取り消し」、毎日20100305W「東京大学：トルコ国籍助教の博士号取り消し 論文盗用で」、朝日20100305W「東大、創立以来初の博士号取り消し 助教の盗用で」、読売20100306W「博士号剥奪の東大トルコ人助教、論文4割が盗用」、読売20100306W「盗用東大助教の著書、中央公論新社が絶版に」、東京大学20100402W「懲戒処分相当の公表について」、毎日20100402W「論文盗用：東大がトルコ籍の元助教懲戒解雇、経歴偽造も」、読売20100402W「論文盗用のトルコ人、東大が「懲戒解雇相当」」、朝日20100402W「東大、トルコ人助教を解雇処分 自称「宇宙飛行士候補」」、読売

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 20100427W「東大、論文盗用厳罰化 トルコ人元助教不正で」、読売20100427W「論文盗用、トルコ人元助教 東大翻弄／「宇宙飛行士候補」「五輪出場」、高官署名付き ウソの証明書」、東京大学20100723W「アニリアル・セルカン元東京大学工学系研究科助教に係る論文の不正行為に関する調査報告について」、読売20100723W「トルコ人元助教論文盗用、東大「指導教授も責任」、朝日20100724W「東大トルコ人元助教の指導教授を処分へ 論文盗用問題」、東京大学20101126W「博士論文に関する不正行為をめぐる問題について」、毎日20101126W「元助教不正：東大が再発防止策教授の学生指導担当外す」、朝日20101126W「トルコ人元助教の盗用論文、審査ずさん 調査委が防止策」、毎日20120229W「東大：トルコ人元助教が研究費を不適切使用」、読売20120229W「経歴詐称で東大解雇セルカン氏、私的流用疑いも」、桜井陽「東大を手玉に取った男 ついに処分」『日経サイエンス』2010年6月号20-22頁、桜井陽「嘘つきに手玉に取られた東大の落とし前」『日経サイエンス』2011年2月号22-23頁。
- 16) 毎日20091121W「不正疑惑：日本人医師が著者の論文 英医学誌に03年掲載」、NHK20091121W「データ一致せず 論文取り下げ」、読売20091121W「昭和大病院元医師の論文に疑問、医学誌掲載後削除」。
- 17) 北日本漁業経済学会20091124W「掲載論文の取消について」、北日本漁業経済学会20091124W「通知」、北日本漁業経済学会20091124W「学会誌掲載論文の取消しに関する所懐」、東京海洋大学・海洋科学部・海洋政策文化学科・中原尚知・妻小波20100127W「質問書」、北日本漁業経済学会20100218W「回答書」、東京海洋大学20100201W「本学准教授の論文に関する報道について」、北日本漁業経済学会20100419W「論文「盗作疑惑」に関する公開質問書」、毎日20100130W「引き写し：東京海洋大准教授らが論文に 学会掲載取り消し」、東京海洋大学20110405W「東京海洋大学職員懲戒処分等の公表について」。
- 18) 毎日20091217W「無断引用：佐賀・伊万里市史から「厳木町史」50ページ 唐津市教委刊行」。
- 19) 共同20090730W「国立研部長がずさん報告書 厚労省から3千万円補助金」。
- 20) 共同20091001W「イネ実験中止、賠償認めず 遺伝子組み換え訴訟」、朝日20100917W「温室の天窓誤って開放 遺伝子組み換えイネ栽培の研究所」。
- 21) 読売20091225W「遺伝子組み換えマウス、生きたまま廃棄 自治医大」、毎日20091225W「自治医大：遺伝子組み換えマウス処分漏れ 文科省厳重注意」。
- 22) 共同20090118W「学長選で教員に投票強要か 高崎経済大」。
- 23) 沖縄タイムス20090121W「ハラスメント被害 回答80件 県立芸大 学生・教職員対象に調査」、沖縄タイムス20090611W「アカハラ問題で県芸大に調査委 研究費不正も聴取」、琉球新報20090725W「教員が楽器購入仲介 県立芸大、懲戒審査委を設置」、沖縄タイムス20091113W「芸大教授に停職6月 同僚の教員に嫌がらせと県教授側は否定」。
- 24) 共同20090207W「大阪工大が解雇を撤回し和解 元講師に2600万円支払い」、東京20090207W「大阪工大 『科研費不正』で元講師懲戒 解雇撤回、2600万円支払い」。
- 25) 京都外国語大学20090210W「アカデミック・ハラスメントの発生について」、京都20090210W「学生に精神的苦痛、教授をけん責処分 京都外大」、毎日20090211W「京都外国語短期大：学生にアカハラ、教授をけん責処分」。
- 26) 読売20090218W「不適切指導で大学院退学 学校側に慰謝料命じる 静岡地裁」、産経20090218W「アカハラで30万円賠償命令 静岡」。
- 27) 朝日20090219W「「ページの影出さず4冊コピーしろ」岐阜大教授アカハラ」、岐阜大学20090219W「職員の懲戒処分について」、毎日20090220W「岐阜大：男性教授、秘書にセクハラ 停職3カ月」。
- 28) 朝日20090222W「京大院生の自殺、両親の「アカハラ原因」訴え受け調査」、毎日20090306W「賠償提訴：京大院生の自殺「アカハラ原因」と両親」、京都20090312W「「アカハラ」の事実確認できず

- 京大、院生自殺で調査報告書」。
- 29) 前掲文献9を参照せよ。
- 30) 愛媛20090328W「女性研究員にアカハラ 愛媛大医学部 講師ら訓告処分」、愛媛20090329W「アカハラ問題 愛媛大が謝罪」、毎日20090329W「愛媛大：男性講師ら訓告処分 女性への粗暴な言動で」、毎日20090605W「愛媛大：松山労基署が是正勧告 未払い賃金支払い求める」、愛媛20090604W「松山労基署が愛媛大に賃金は正勧告」、愛媛20090810W「愛媛大アカハラ問題、研究員が同大と講師ら提訴」、毎日20090811W「アカハラ：元女性研究員が愛媛大を提訴」、朝日20090811W「雇止め巡り提訴 アカハラ被害の愛大元研究者 松山地裁」、愛媛20091104W「愛媛大のアカハラ訴訟で第1回口頭弁論」、愛媛大学ハラスメント裁判の原告を応援する連絡の会「支援のお願い」国立大学法人愛媛大学の女性研究員へのハラスメント裁判に対する支援のお願い（2012年3月14日にダウンロード収録；収録の時点で公判は1回も開かれていないらしい）。
- 31) 放射線医学総合研究所20090331W「職員の懲戒処分について」、産経20090331W「「言うこと聞かないと学位与えない」放射線医学研究所でパワハラ」。
- 32) 毎日20090404W「暴行：県立大准教授、学生に暴力振るう 停職2カ月 静岡」、産経20090404W「学生に平手打ち 県立大准教授を停職処分 静岡」。
- 33) 共同20090410W「広島放影研で副部長がパワハラ 部下に「餓い殺しにする」」。
- 34) 新潟日報20090416W「パワハラ訴訟で県に賠償命令」。
- 35) 産経20090420W「准教授への診療停止命令は差別 金沢大に550万賠償命令」、毎日20090422W「訴訟：金大病院の診療停止命令は乱用 「内部告発で差別扱い」 地裁判決 准教授の訴え認める」、産経20090507W「准教授の診療停止訴訟、金沢大が控訴」、産経20091125W「金沢大に二審も賠償命じる 診療停止は准教授の名誉を失墜」、読売20091126W「2審も大学側敗訴 金大付属病院訴訟 名高裁支部「診療停止命令は権利乱用」」。
- 36) 産経20090423W「「絶対的上位の立場」旧大阪外大教授の名誉侵害を認定 大阪地裁」、朝日20090424W「元留学生を名誉毀損、大阪大に賠償命令 大阪地裁判決」。
- 37) 東北大学20090513W「理学研究科大学院生の自殺について」、河北新報20090513W「東北大、院生自殺「指導に過失」 准教授が論文差し戻す」、読売20090513W「東北大大学院生が自殺 博士論文、2年連続受け取り拒否され」、朝日20090513W「2年連続論文戻され、東北大院生自殺「指導に重大過失」」、毎日20090513W「東北大：院生自殺「指導に重大過失」 博士論文連続不受理」、河北新報20090703W「東北大・院生自殺 「准教授は停職相当」再発防止策を発表」、読売20090703W「元准教授「停職1か月相当」院生自殺で東北大」、毎日20090703W「東北大：自殺男性を指導した元准教授を処分」、NHK20100617W「“不適切指導で自殺” 提訴へ」、毎日20100618W「損賠提訴：東北大などに1億円 自殺した院生の両親」、朝日20100618W「「博士論文、不当に拒否され自殺」両親が東北大を提訴」、読売20100618W「「不適切指導で院生自殺」遺族が東北大など提訴」、河北新報20100619W「東北大に1億円賠償請求 院生自殺で両親が岡山地裁へ提訴」、毎日20100915W「大学院生自殺損賠訴訟：東北大側、請求棄却求める 地裁で初弁論」。なお、東北大学がブラック企業大賞2013「特別賞」を授与されたことについては、<http://blackcorpaward.blogspot.jp/2013/08/2013.html>等を参照せよ。
- 38) 読売20090601W「京教大生が集団暴行、6人逮捕 コンパで女子学生に 集団準強姦容疑、1人除き容疑否認」、毎日20090601W「集団準強姦：京都教育大、通報せず」、読売20090601W「集団暴行の京都教育大学長が会見、当初は処分内容明かさず」、朝日20090602W「「わいせつ行為」で処分 集団準強姦事件で京教大が会見」、時事20110715W「集団暴行の停学処分無効 「女子学生の同意あった」 京都地裁」、毎日20110715W「京都教育大：集団暴行で起訴猶予 無期停学無効 京都地裁」、読売20110716W「集団準強姦容疑の京都教育大生「停学は無効」 地裁判決」。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 39) 神戸大学20090619W「教員の懲戒処分について」、産経20090619W「女子学生と8時間も飲食し、中傷 神戸大准教授に懲戒処分」。
- 40) 読売20090709W「元名誉教授が名誉回復、関学セクハラ認定は誤り 神戸地裁」、毎日20090709W「関西学院：元教授の地位確認と慰謝料支払い命令」。
- 41) 読売20090721W「説教7時間、山梨大准教授をパワハラで減給」、毎日20090722W「アカハラ：学生に 准教授、減給処分 山梨大」。
- 42) 島根大学20090731W「告示」、毎日20090801W「島根大：同僚中傷の文書配布 50代教授を停職処分」。
- 43) 読売20090803W「山梨大でセクハラ疑い 60代教授」、読売20090803W「セクハラもパワハラも山梨大教授が辞職」、毎日20090804W「セクハラ：山梨大60代教授、女性助手に1年7か月間 自ら辞表、処分せず」、読売20090806W「セクハラ元教授は以前、防止委員だった」、毎日20090806W「元山梨大教授のセクハラ：ハラスメント防止委員務め “犯行” 時期と重複」。
- 44) 神戸20090805W「指導学生にセクハラ行為 県立大教授を停職6か月」、読売20090805W「兵庫 県立大教授、教え子にセクハラ 停職6か月」。
- 45) 毎日20091031W「中央大学：女子学生にアカハラ 法学部教授を論旨解雇」、読売20091101W「教え子の女子学生にセクハラ、中央大教授を解雇」、朝日20091101W「指導学生にセクハラ 中大、50代教授を論旨解雇」。
- 46) 毎日20090916W「下関市立大：教授に自宅待機命令 学生に不適切言動か」、読売20090916W「下関市立大教授、自宅待機に 複数学生にセクハラ の疑い」、読売20091015W「下関市立大、男性教授を論旨解雇 複数学生にセクハラなど7件」、朝日20091015W「下関市立大の男性教授、セクハラで論旨解雇 本人は否定」、読売20100320W「下関市立大元教授 解雇無効求め提訴」、毎日20100401W「下関市立大教授のハラスメント：元教授の解雇、「無効」仮処分 地裁支部」、毎日20100512W「下関市立大・元教授解雇訴訟：大学側争う姿勢 口頭弁論」、毎日20110712W「下関市立大教授のハラスメント：「解雇不当」地位確認、元教授の請求退ける」、毎日20120605W「元下関市立大教授のハラスメント：元教授の申告不受理 解雇相当の判決確定 最高裁」。
- 47) 立命館大学20091127W「「教員による不適切な行為」発生を受けた再発防止の決意～学生・院生のみなさんへ～」、読売20091127W「セクハラ・アカハラ教授、立命館大が論旨解雇」、朝日20091127W「立命大、セクハラで50代教授を処分 60代教授も退職」、毎日20091128「立命館大：教授を論旨解雇 院生に性的関係を強要」。
- 48) 読売20091213W「佐賀大准教授が女子院生に体罰、1週間のけが」、毎日20091216W「傷害：女性院生を殴打 容疑で佐大准教授を書類送検」、朝日20100329W「マジックハンドで女子学生殴る 佐賀大准教授を論旨解雇」、毎日20100330W「佐賀大：准教授を論旨解雇処分 女子院生への傷害などで」。
- 49) 毎日20091216W「アカハラ：岐阜大側に賠償命令 留学生に暴言 地裁判決」、読売20091217W「岐阜大院講師のアカハラを認定 岐阜地裁が賠償命令」、毎日20091217W「岐阜大留学生アカハラ訴訟：岐阜大に賠償命令 女性「今後の対応注視」」、読売20101105W「アカハラ賠償請求 棄却」、毎日20101105W「岐阜大留学生アカハラ訴訟：講師への賠償請求棄却」。
- 50) 産経20091225W「大阪市立大をアカハラ放置で提訴へ 東京地裁に」。
- 51) 読売20091225W「アカハラで女子学生自殺 遺族が大学側提訴」、中日20110831W「「教授暴言、ショックで自殺」 岐阜地裁、遺族の訴えを棄却」。
- 52) 赤旗20091226W「埼玉短大教員の解雇容認 東京高裁 弁護士ら判決を批判」、上告人 衣川清子・上告人代理人弁護士団20101004W「最高裁上告棄却・申立不受理に対する抗議声明」。
- 53) 朝日20090703W「新型インフル、日本でもタミフル耐性例 大阪の患者」、朝日20090705W「「タミフル耐性」論文を優先 大阪府、2週間公表せず」、共同20090705W「大阪府公表前に研究職員が論文 タミフル耐性ウイルス」。
- 54) 産経20140828W「文科省に研究不正防止の専門部署 大学の倫理教育も徹底へ」、朝日

20140920W 「『研究機関は倫理教育を』 不正防止策を提言 政府の科学技術会議」。我が国の政府（文部科学省など）は、新たに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日、文部科学大臣決定）を定めるなど、研究不正防止・研究倫理促進に向けて、一段と取り組みを強化しつつある。